

事前予約制

東海商工発第 95号
東海青申発第 9号
令和2年12月1日

会 員 各 位

東海村商工会 会長 佐藤 映史
東海村青色申告会 会長 猿田彦太郎

税務相談会・指導会の開催について

師走の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当商工会事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題につき下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。内容等は下記を参照していただき、該当する会員の方は忘れずにご出席ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため事前予約制での開催とします。必ずお電話にて裏面の時間割を元にご都合のいい日時でご予約下さい。予約のない方につきましては当日の予約状況によって対応できかねますのでご注意ください。また開催日以外での指導は、別途手数料1万円がかかりますので予めご了承ください。

記

令和2年分年末調整個別指導会（事前予約制）

（専従者・従業員の年末調整、源泉所得税の納付・報告）

- 開催日 : 令和3年1月12日(火)、13日(水)、14日(木)
- 時間 : 午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時
- 場所 : 東海村商工会2階研修室
- 手数料 : 東海村商工会手数料基準による
- 講師 : 商工会職員
- 必要書類 : 一人別徴収簿(給与台帳)・各従業員(専従者含む)から提出された保険料・扶養控除の書類、証明書、事業主の印鑑
- 備考 : 新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため、当日はマスク着用でご参加ください。
- マイナンバー : 給与等の支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者の個人番号
扶養親族の個人番号、給与等の支払をする者の個人番号

- 年末調整で国民年金保険料を控除するときは、「社会保険料(国民年金)控除証明書」や「領収証書」の添付が必要となり、納付額の確認の為ご持参ください。
- 所得税法第226条第1項の規定によるマイナンバー制度の取り扱いについて
給与所得の源泉徴収票については新様式となり、給与等の支払を受ける者の個人番号、控除対象配偶者の氏名及び個人番号、扶養親族の氏名及び個人番号、給与等の支払をする者の個人番号の記載が必要となります。
- 従いまして、事業所において平成28年1月以降に従業員・控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーを従業員より確認し管理をすることとなりますので宜しくお願い致します。